

○馬場景子* 中野典子** 富田和代***

(*名古屋工業大、**椹山女学園大、***一宮女子短大)

【目的】明治44年工場法の法案が成立し、大正5年に施行された。この法律は労働者保護を目的として作成そして施行された法律である。諸外国では明治35年(1902年)に労働者を保護することを目的として工場法、および労働者保障法が成立し、日本も明治35年に「工場法案ノ要領」を作成している。さらに工場法成立のために各調査を農商務省商工局工務課が行ない、工場法成立の基盤調査となる「職事情」を明治36年に印刷した。

本発表では、工場法施行以降の大正10年代の織物工場の未公開資料を中心に分析を行った結果を発表する。この資料は愛知県尾西市三条の鈴鎌毛織KKによるものである。戦前から戦後にかけて日本国内では、企業統制が行われた。尾西市三条も例に漏れることなく統制が行われ、その結果として数多くの未公開資料が保存されている。この資料は日清戦争後の近代日本の経済を支えた人々の労働状態を如実に物語る資料類である。特にジェンダースタディーと工場での食環境からの観点から女工に焦点をあてその実態を明らかにする。

【方法】文献調査(旧法令集、職事情、鈴鎌毛織資料、尾西市周辺資料など)

【結果及び考察】工場法以前と以後の女工の生活(賃金状況、食費、労働時間などの)の比較を行ない、近代労働の礎となった女性たちの生活を食を通して考察するものとする。